

**資料 1**

A) 地域森林計画対象民有林での形質変更及び伐採に必要な手続き

	伐採届	開発（伐採を含む土地の形質の変更）	
	無立木・竹林以外	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土石又は樹根の採掘、開墾その他土地の形質を変更する行為で・表土の掻き起こし、切土・盛土等の土砂・岩石等の移動を伴う行為などを含む。</li> <li>・土地の改変を伴わない場合でも、建築物や太陽光発電施設等を設置も含む。</li> </ul>	
面積	どこへ提出	必要な手続き	
0.3ha 未満	面積に関係なく木更津市へ伐採届を提出		
0.3ha 以上 1.0ha 以下		小規模林地開発行為の届出	
1.0ha 超え		<b>林地開発許可</b> 国もしくは地方公共団体実施または森林法施行規則第5条の開発行為の許可がいない事業	※連絡調整 千葉県林地開発行為等に関する行政指導指針第24条第1項の規定
		千葉県(中部林業事務所)に提出	

B) 小規模林地開発行為・林地開発行為の完了までの千葉県での手続き

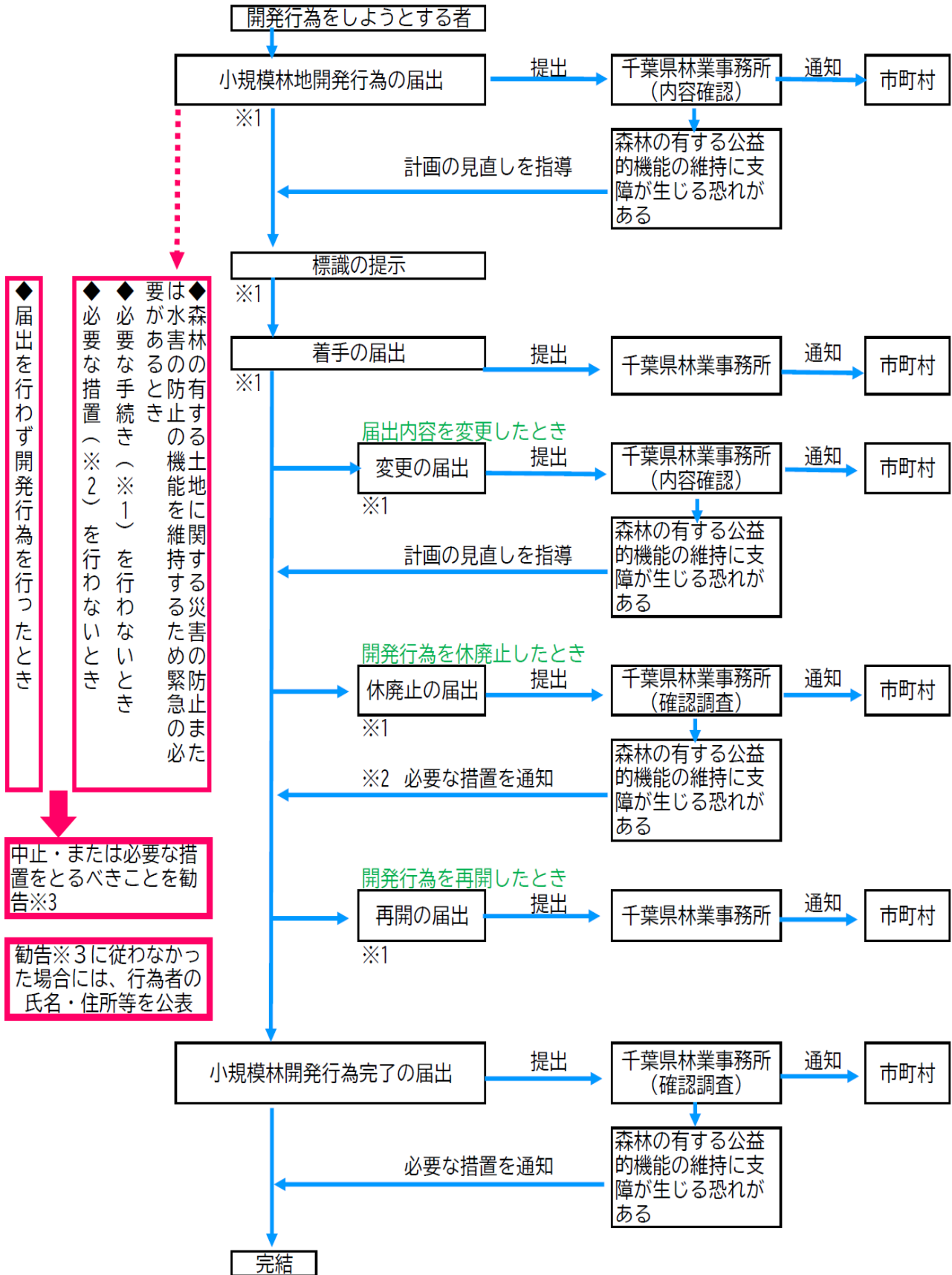
0.3ha 以上 1.0ha 以下の小規模林地開発行為
① 小規模林地開発行為届出日
② 着手届
③ 変更届
④ 計画の見直し指導中
⑤ 中止または必要な措置を勧告
⑥ 勧告に従わず、住所氏名公表
⑦ 休廃止の届出
⑧ 再開の届出
⑨ 小規模林地開発行為完了の届出

小規模林地開発行為は届け出制

林地開発行為は許可制

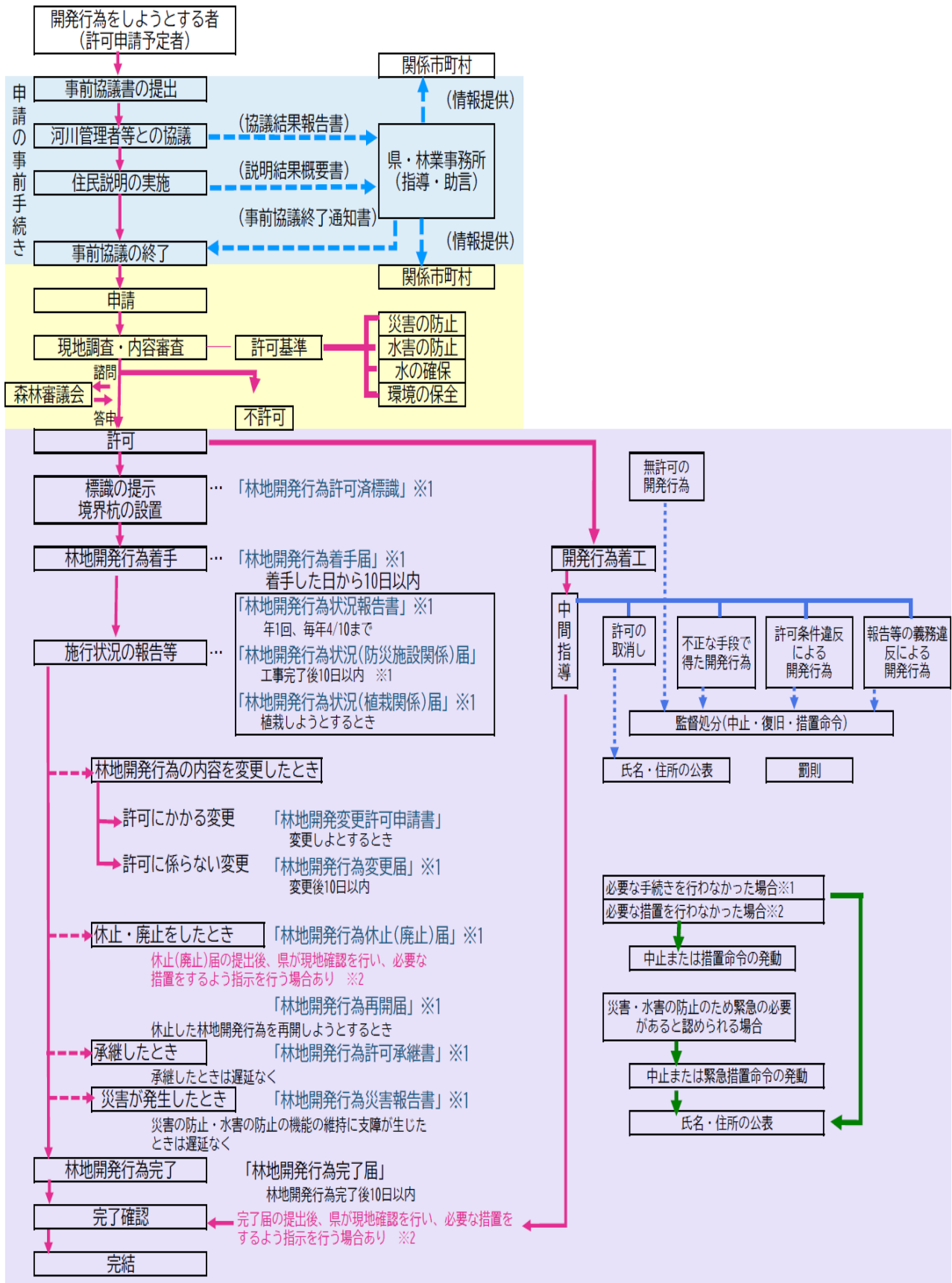
1.0ha を超える 林地開発行為	
① 事前協議書の提出日(西暦表記)	
② 住民説明の実施	
③ 事前協議の終了	
④ 申請	
⑤ 現地調査	災害の防止
内容調査	水害の防止
	水の確保
	環境の保全
⑥ 森林審議会 諮問・答申	
⑦ 許可(不許可)	
⑧ 開発行為着工	
⑨ 中間指導	許可の取り消し
	不正な手段により得た行為
	許可条件違反
	報告等の義務違反
⑩ 完了確認 完結	

C) 0.3ha から 1.0ha 以下の小規模林地開発行為のながれ



資料1

D) 1.0haを超える林地開発行為のながれ



資料1

E) 建設経済常任委員会で実施した所管事項調査 (出典:2019年1月25日の資料)

No.	場所	開始日	完了日	面積	土量	埋立の目的
1	上烏田	2017.2.1	2019.3.31	7,701 m <sup>2</sup>	31,593 m <sup>3</sup>	ソーラー発電施設設置
2	真里谷	2016.9.28	2018.3.31	8,040 m <sup>2</sup>	26,794 m <sup>3</sup>	森林復旧
3	真里谷	2017.6.21	2018.12.31	9,442.95 m <sup>2</sup>	27,981.20 m <sup>3</sup>	鉄塔防災工事



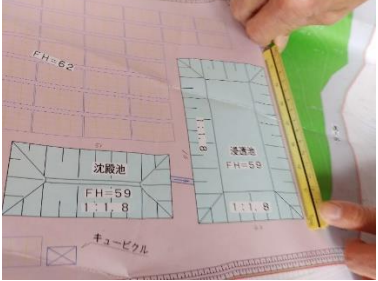

【参考】「千葉県再生土等の埋立て等に係る行政指導指針」は、2016年(平成28年)9月15日から施行されている。

F) 2019年3月7日建設経済常任委員会 所管事項調査後の県の回答要旨

質問事項	回答要旨
Q1 埋立て完了後の土地利用方法はソーラー発電施設の設置であったが、それにも係らず、何故、埋立て事業区域全面に植樹を行っているのか？	小規模林地開発行為届出書にある当該目的と現状が異なるため、事業者を経緯・経過の説明を求め、計画どおりに是正するよう指導しているところであり、引き続き、指導を行う。
Q2 植樹は誰の判断や指示で行っているのか？その経緯・経過は？	当該目的と現状が異なるため、その経緯・経過を調査すべく、事業者の説明を求めているところであるが、明確な説明がないため、引き続き、指導を行う。
Q3 事業計画では、沈殿池及び浸透池をそれぞれ造成することになっているが、現状では池が1つしかない。今後、事業計画どおり、沈殿池及び浸透池を造成する予定はあるのか？ある場合、その工程は？	第一義的な指導としては、計画と異なる現状を、計画通りに是正するよう指導を行っている。今後のスケジュールについては、事業者からは示されていないので、この点も含め、引き続き、指導を行う。
Q4 事業区域内の雨水はすべて池にいくようにスロープは「おわん型」にすべきではないか。	当該スロープは計画にないので、まずは、計画どおりに是正するよう、継続した指導を行っていく。
Q5 このスロープがあることによって、既存の池に流入すべき雨水は、北側隣地へ流出してしまうのではないか。	前問同様、当該スロープは計画にないので、まずは、計画どおりに是正するよう、継続した指導を行っていく。



資料 1

<p>Q6 事業区域西側の斜面において、崩落が2箇所発生しているが、現状を把握しているのか？また、これに対する是正工事を行う予定はあるのか？ある場合、その工程は？</p> 	<p>現地の確認は行っているが、崩落箇所を含め、当該現場全体の危険性については、詳細な測量等の調査が必要となる。よって、まずは、事業者に対し、計画と現状が異なることについて説明を求め、引き続き、指導を行っていく。</p>
<p>Q7 既存の池の北側の平坦部に東西にわたりクラックが生じているが、現状を把握しているのか。これにより、崩れた土砂が池に流れ込み、池が埋まってしまう可能性はないのか。</p> 	<p>現地の確認は行っているが、クラックを含め、当該現場全体の危険性については、詳細な測量等の調査が必要となる。よって、まずは、事業者に対し、計画が現状と異なることについて説明を求め、引き続き、指導を行っていく。</p>
 <ul style="list-style-type: none"> <li>●住民説明会で配付された当初の計画平面図</li> <li>●池のサイズ</li> </ul>  <p>住民に説明した計画平面図では、沈殿池の淵の高さと同じ 62 m に太陽光発電を設置予定であった。</p>	

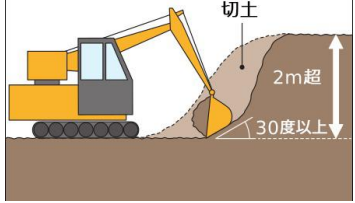
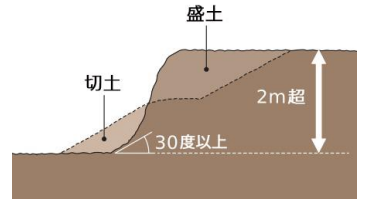
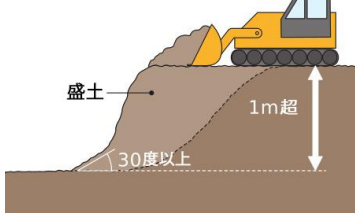

資料1

	<p>変更した図面 これには上の段は64m、下の段は62mであった。しかし、スロープの高さは、図面では2mなのに、実際は5m以上あった。</p>	
	<p>図面にはない3段目 4段目が造成されていた。</p>	<p>指摘の内容については、現時点における計画書とは異なる状況であり、小規模林地開発行為変更届をはじめ、関係書類が提出されていないので、事業者に対し、説明を求め、引き続き、指導を行っていく。</p>
<p>Q8</p>	<p>埋立て完了後の土地利用方法、池の設置数およびに計画平面図にない3段目、4段目の造成等、計画どおりに施工されていないが、県への変更手続き等は適正に行なわれているのか。</p> <p>行っていない場合、今後の事務スケジュールは。</p>	<p>まずは、計画どおりに施行するよう是正に向けた指導を行っていく。</p>
<p>Q9</p>	<p>上記の変更等に伴い、事業計画上の盛り土量31,593 m<sup>3</sup>は計画どおりであるのか。</p>	

G) 所管事項調査した現地の現状 令和3年7月3日16時撮影

<p>24h 雨量 172mm 48h 雨量 278mm</p>		
<p>農道の侵食状況、地区内の水が流出</p>	<p>農道の砂利を侵食</p>	<p>西側の斜面</p>

H) 宅地造成工事規制区域内の土地の工事は、木更津市の許可が必要

<p>切土で、高さが 2m を超える崖（30 度以上の斜面）を生ずる工事</p>		<p>切土と盛土を同時に行うとき、盛土は 1m 以下でも切土と合わせて高さが 2m を超える崖を生ずる工事</p>	
<p>盛土で、高さが 1m を超える崖を生ずる工事</p>		<p>切土、盛土で生じる崖の高さに関係なく、宅地造成面積が 500m<sup>2</sup> を超える工事</p>	
<p>また高さ 2m を超える擁壁や排水施設の除却（取り壊すこと）を行うときも届け出が必要です。</p>			

I) 千葉県が平成 23 年度～令和 2 年度までに許可した案件で未完了のもの

	年度		事業者	土地所在	開発行為の目的	許可面積	許可日	工期 (終了日)
	年度	年度						
林地開発	H26	2014	A	伊豆島	太陽光発電施設の用地造成	1.3745ha	H26.9.30	R4.10.25
	H29	2017	B	畑沢	資材置き場やモータープール用地造成	8.4421ha	H29.3.23	R4.12.31
	R1	2019	C	下郡	太陽光発電設置のための造成	1.3485ha	R1.7.4	R4.5.31
	R2	2020	D	下宮田	太陽光発電施設の用地造成	30.3663ha	R2.7.28	R4.12.31
小規模 林地開発	H28	2016	E	真里谷	盛り土（再生砂）	0.9967ha	H28.8.29	R3.6.30
	H28	2016	F	上烏田	ソーラー発電建設のための事業場整地	0.8621ha	H28.12.28	R1.9.30
	R2	2020	G	大久保	砂利採取	0.9867ha	R2.3.16	R4.1.31

資料1

J) 防災面から災害の発生の危険性をチェックするには

	0.05ha (500㎡) 未満	0.05ha (500㎡) 以上	0.3ha 未満	0.3ha 以上 1ha	1ha 超える
伐採のみ	伐採届				
後、土地の形質の変更がある場合	伐採届				
		残土条例 ・指導中の内容		小規模林地開発 ・届出し、完了予定日を過ぎてても完了せず ・届出を出していない	林地開発
		宅地造成等規制法 盛土・切土		小規模林地開発 面積を広げる理由の把握(すでに広げてしまっていないか)	
建物を建てる	都市計画法 市街化調整区域	面積に関係なくすべて審査対象			
		市街化区域	500㎡以上が審査対象		

K) 再生土も対象の残土条例改正による(小規模)林地開発行為の対応

市の残土条例改正前で再生土適用外 土の埋め立て等に係る行政指導指針適用	県の「再生土の埋め立て等に係る行政指導指針」適用	市の残土条例改正後 再生土も適用	現在
①小規模林地開発行為届出	県対応	②小規模林地開発行為届出	木更津市対応
③小規模林地開発行為届出	県対応	完了届	規模拡大で林地開発行為許可申請 市対応
④小規模林地開発行為届出	県対応	規模拡大で林地開発行為許可申請	?対応



L) 都道府県で、森林法に関する権限移譲をしているのは 21 団体

都道府県	森林率	HP記載内容 空欄は、HPでは探しきれず
岐阜県	81%	森林の不適正事案110番問い合わせ先あり
島根県	78%	松江市 出雲市 飯南町 邑南町 海士町 西ノ島町 知夫村 隠岐の島町 雲南市 津和野町 奥出雲町
和歌山県	76%	
徳島県	76%	
宮崎県	76%	
福井県	74%	大野市については権限移譲を行っているため、大野市農業林業振興課にお問い合わせ下さい。
鳥取県	74%	鳥取県林地開発条例あり
広島県	72%	広島県では平成18年から、市町に対して林地開発許可の権限移譲をすすめています。既に県内23市町中16市町（三次市、三原市、大崎上島町、福山市、府中市、廿日市市、江田島市、安芸太田町、北広島町、神石高原町、呉市、尾道市、庄原市、東広島市、世羅町、広島市）では権限移譲が完了しているため、これらの市町に存在する森林を開発される場合には、各市町長が権限者となります。担当窓口にご注意してください。
山口県	71%	萩市及び阿武町は、権限移譲により各市町の長
愛媛県	71%	松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、四国中央市及び西予市における開発許可の基準等は、それぞれ各市へお問い合わせください。これらの市では、法律や条例により、許可等は各市が行います。
北海道	71%	
新潟県	68%	
岡山県	68%	新見市役所 農林課
静岡県	64%	開発予定地が、静岡市・浜松市・沼津市・富士市・磐田市・焼津市・藤枝市内にある場合⇒各市役所の担当課にお問い合わせ下さい。
長崎県	59%	
栃木県	54%	宇都宮市 栃木市 鹿沼市 日光市 大田原市 矢板市 那須塩原市 那須烏山市 下野市 壬生町 野木町 那須町 那珂川町
滋賀県	51%	
佐賀県	45%	
埼玉県	32%	平成21年4月1日から春日部市・上尾市・北本市、平成23年4月1日から久喜市・蓮田市、平成25年4月1日から鶴ヶ島市、平成26年4月1日から坂戸市に、林地開発許可の権限が知事から各市長に移譲されています。
茨城県	31%	笠間市、取手市、常総市については、林地開発許可事務権限を移譲しております。直接各市へお問い合わせ下さい。

M) 森林が少ない順に都道府県を並べ

